

下関市入札監視委員会規則第5条第9項により、次のとおり公表します。

下関市入札監視委員会（第25回）審議概要

開催日時	平成28年5月26日 13:30		
場所	下関市役所本庁舎新館506・507会議室		
委員	今村 俊一（弁護士） 藤本 博美（ファイナンシャルプランナー） 中村 健治（一級建築士） 森 邦恵（大学准教授）		
審査対象期間	平成27年10月1日 ～ 平成28年3月31日		
審査対象総件数	207件	（抽出工事名称）	
及び 抽出 案件 数	条件付一般 競争入札	96件	・新港地区ガントリークレーン製作設置 工事
	指名競争入札	97件	・安岡雨水幹線布設工事（1） ・安岡雨水幹線布設工事（2）
	随意契約	14件	・火の山展望台災害復旧工事
議事事項及び委員か らの意見・質問、それ に対する回答等	議事項目、意見等	別紙のとおり	
	議事結果、回答	別紙のとおり	
指名停止措置の運用 状況報告	5件6者		
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	特になし		

別紙

議事項目、意見・質問	議事結果、回答
<p>・新港地区ガントリークレーン製作設置工事</p>	
<p>入札参加者数は何者を想定していたか。</p>	<p>5者を見込んでいた。</p>
<p>製作費と設置工事費の直接工事費は。</p>	<p>製作費は約6億円、設置工事費は約2千4百万円。</p>
<p>特殊性のある工事では、指名競争入札をする考えはないか。</p> <p>原則は一般競争入札だということはあるが、入札参加者が少ない場合は、合わないのではないかと思う。</p>	<p>目的・性質によっては、指名競争入札で実施することも想定される。しかし、一般競争入札が原則であり、競争性・経済性・透明性をいかに確保するかということにも配慮しながら検討する必要がある。</p> <p>いただいた意見については、参考にさせていただきます。</p>
<p>本件工事の目的物に求める品質と工事の施工プロセス中に求める品質確保についての方針は。</p>	<p>各種、官公庁の標準仕様書に基づき品質確保を求めて行く。また、今回は設計を行った一般社団法人港湾荷役機械システム協会に製作及び施工監理を発注しており、そちらの方からも品質向上に向けた監理を行っていく。</p>
<p>1回目が予定価格の超過で、2回目で決定しているが、もし2回目も不調となった場合、3回目、4回目と続くのか。</p> <p>それで不調になった場合は、どうするのか。</p> <p>その際、指名競争入札に変わることもあるのか。</p>	<p>3回目まで行う。</p> <p>改めて入札を実施する。</p> <p>条件設定を見直す中で場合によっては、指名ということも考えられなくはない。</p>

<p>1回目と2回目で金額に開きがあるが、どういう条件設定があって2回目の金額になったのか。</p> <p>また、本件は総合評価方式の新港地区での開発に絡むことか。</p> <p>関連用地整備工事とは直接関係ないということか。</p>	<p>事業者が積算して、1回目が予算超過ということで、再計算し入札した結果だと認識している。</p> <p>新港地区の開発については、今は造成をしているところである。本件は、ジブクレーンの老朽化に伴い、荷役作業に支障が出ないようにするために、ガントリークレーンを設置するもの。</p> <p>そのとおり。</p>
<p>・安岡雨水幹線布設工事（1）</p> <p>・安岡雨水幹線布設工事（2）</p>	
<p>両工事とも、同じ業者が落札率99.9%で落札しているが、他の業者が予算超過しているのに対して、落札業者が高い落札率となっているのは、何か想定される理由があるか。</p> <p>また、6者指名されているが、（1）と（2）で業者が少し替わっている理由は。</p>	<p>（1）については、落札者と2番札の金額の差は3万8千円となっている。これは積算・設計資料に基づき、業者が積上げた結果だと理解している。（2）については、同じく金額の差は1万4千円で、大きな差はなく、逆転もあったのではないかと理解している。</p> <p>業者選定について、（1）の1回目の入札では、上下水道局の内規に従い、地域性プラス総合評点で700点未満の業者を選定した。結果4者中3者が辞退により入札中止となった。そこで、辞退しなかった業者を入れて、点数区分を外し、山陰地域該当業者44者の中から選定した。（2）との業者の違いについては、（1）の入札が12月、（2）の入札が時間をあけて2月ということで、手持ち工事の状況等が改善されている時期ではないかということで、もともとの内規に戻り700点未満に極力近づけ、再度業者指名を行い、（1）で点数の高かった業者を外し、業者を入れ替えて入札を行っている。（2）で新たに選定した業者は、（1）の1回目で辞退した業者であるが、時期があいているので応札いただけるのではないかと、再度指名に入れた。それが業者の入れ替わった理由である。</p>

<p>落札業者の積算が素晴らしかったと理解すればよいのか。</p> <p>2つ目の質問に関して、時期があいているので、手持ち工事等に余裕があるのではないかということで、指名したということであるが、もしかしてこの業者をはずせば、違う業者が指名できたという可能性があるということか。辞退しそうだということが事前にわかっているならば、別の業者を指名に入れることができる可能性があったということか。</p> <p>結果的に3者での競争になっているので、辞退を避けるような工夫がないのかとの感想を持ったので聞いた。</p>	<p>そのとおり。</p> <p>ご指摘のとおり他の業者をとということもあるが、700点前後での業者選定を考えた場合に、その区分にいる業者がかなり少ないということもあり、どうしても重なった選定になる。</p>
<p>手持ち工事がどのくらいあるかある程度わかるのか。</p>	<p>指名するに当たり、上下水道局の契約状況と市長部局の契約状況については、情報があるので、把握はしている。取ってもらえるのではないかという判断の元で指名をしているが、民間工事等もあるので、把握できていない部分と今回5百万円未満のあまり大きい規模ではない工事なので、業者のほうも配置する技術者の数の制限があるため、さらに大きい工事を狙いたいということもあって、避けられたのではないかと考えている。</p>
<p>発注時期や手持ち工事の関係というの理解できるが、少なくとも6番の業者は、外すべきではなかったかを感じる。</p>	<p>1回目に中止した際に、当該業者だけ辞退届けがなく、聞き取りをしたところ、入札があれば応札するつもりで、参加する意思有りと確認したので、2回目も指名したが、理由はわからないが、辞退となった。</p> <p>(2)では、地域性と総合評点の中で選定した。指摘のとおり外しても特に問題はなかったかと思う。</p>

<p>(1) は撤去工事を幹線布設工事という名称になっているが、(2) との関連があつてこういう名称にしているのか。</p> <p>道路を隔てて右・左の工事か。</p> <p>幹線布設工事とこだわって付けているみたいだが、検査対象区分とか決裁区分とかの絡みがあるのか。</p> <p>5百万円を超えたというのはよくわからないが、どちらも5百万円未満では。</p> <p>資料が違うのか。</p> <p>労務単価の上昇で変わっているということか。</p>	<p>平成26年度安岡雨水幹線布設工事の付帯工事として発注したためこの名称とした。(2) との関連は、(1) と同様(2) も付帯工事として発注しており、また、隣接の箇所でもあるので、この名称とした。</p> <p>反対側に既設があつて、真ん中に新設を入れている。</p> <p>上下水道局の検査の運用であるが、5百万円未満については、担当課所長が指名した者が検査を行う。発注時点では(1)(2) とも、5百万円を下回る金額であつたが、(2) については、途中適用される労務単価の見直し等が2月にあつた関係で、設計変更をして5百万円を超えたので、工事検査員が検査する工事となった。</p> <p>発注時点では5百万円を下回っていて、最終的な契約金額は、5百万円を超えている。(2) については、最終的な契約金額が、5百2万5千240円となっている。</p> <p>資料が間違っていた。</p> <p>2月適用分を採用した結果、その金額に最終的になった。</p>
<p>(1) と(2) は関連する工事だと理解したが、(1) と(2) の業者が違った場合、効率性の面で現場としてはどうか。</p> <p>まったく別の工事と理解してよいか。</p>	<p>工事については、撤去が先に行われた後に、本復旧するもので(1) と(2) が違うものなので、重なることはない。</p> <p>そのとおり。</p>
<p><b>・火の山展望台災害復旧工事</b></p>	
<p>随契理由は理解できる。災害の緊急対応に要する特別な必要経費や割増単価等は考慮したか。</p>	<p>設計において、観光客の利便性や風評被害による利用者数の落ち込み等を防ぐため、できるだけ早期の工事完成を目指した</p>

	<p>かった。その中で市内の業者に工期を考慮したヒアリング、見積りをもらい設計金額を積算している。そういう意味では緊急対応に要する必要な経費は見込んでいると考えている。</p>
<p>災害があった場合、市の施設等においては、災害用の保険がおりたりするのか。</p> <p>契約額の半分が保険から出ているということか。</p>	<p>この度の災害復旧工事については、市で保険に入っているので、半分の金額が保険として入っている。</p> <p>そのとおり。</p>
<p>災害で緊急のため随意契約ということであったが、通常の劣化という状態であればどういう契約になるのか。特殊性に鑑みて随意契約とするのか、一般的にどうか。</p> <p>台風15号の災害ということだが、どの程度を災害と想定するのか、何か基準があるのか。</p> <p>特定の間人が故意にガラスを割った場合などでも、緊急に直さなければいけないとなった時は、どう対応するのか。</p> <p>災害というのが一つの理由ではあるが、緊急性に鑑みて随意契約ということになるのか。</p>	<p>金額にもよるが、一般的には条件付一般競争入札、若しくは指名競争入札になると思う。</p> <p>特にないが、この度は観光施設課と契約課で協議し、早期にしなければならないというところで、1者随契としている。</p> <p>緊急の対応が必要ということであれば、災害でなくても随意契約で行う。そうであれば一般競争入札、指名競争入札で行うということになる。</p> <p>そのとおり。</p>
<p>・ 審議</p>	
<p>総合評価方式が増え、一般競争入札が主流となっている今、競争性、経済性を伴う入札方式を誘導するとか先導すべきであり、2者とか1者の参加ではどうかなという疑問がある。入札契約の適正化に向けて、もう一工夫、二工夫必要ではないかと考える。</p>	<p>多様な入札制度に取り組むということで、検討する必要があると考えている。</p>

<p>透明性や経済性等が見える入札が求められていると思う。一方で、たたき合いによる品質低下も危惧される。品質が担保されつつ競争性が確保できればいい。抽出した指名競争入札案件では、競争の機会が失われている。工事の品質を下げることなく、条件を緩和する方法を議論して改善したらどうか。</p>	<p>透明性が重要なので、電子入札が透明性を担保していると考えている。品質の確保では、最低制限価格、低入札価格調査により対応している。指名競争入札については、辞退や入札中止を防ぐべく、業者選定を考える必要があり、今後の課題としたい。</p>
<p><b>・ 下関市優良工事事業者表彰に係る委員会の意見聴取</b></p>	
<p>入札監視委員会に期待されていることは。</p>	<p>一つ一つの業者の選考はもちろんのこと、地域間のバランスや要領の見直しに関する意見等いただきたい。</p>
<p>複数の工種で選考されても、事業者単位での表彰ということだが、工種名を複数挙げてもよいのでは。</p>	<p>パンフレット等に工種名を掲載することを検討したい。</p> <p>今年が初めてなので、試行錯誤しながらやって行きたいと考えている。委員の意見を参考にしながら検討する。</p>
<p>地域のバランスを考えて選考しているのか。</p>	<p>地域的な偏りが無いほうがよいと思っていたが、図らずも結果としてこういうかたちで出てきた。</p>
<p>表彰基準の1号・2号は絶対評価なので全部挙がっているか。</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>業者にとって表彰を受けているとメリットがあるのか。</p>	<p>総合評価方式の評価項目として加点される。また、優良業者優先指名制度の参加資格が得られる。</p>